

価格交渉拒否は違反

公取委、独禁法で指針 中小の賃上げ促す

公正取引委員会は企業 賃上げの原資を確保する
が取引先との交渉に応じ には人件費の上昇などを
ず価格を据え置けば、独 製品価格に転嫁する必要
占禁止法に違反するとの がある。発注者が受注者
指針を示す。中小企業が に適正な対価を払うこと

ども挙げ、国内の多くの
企業に指針の順守を促
す。
公取委が労務費の転嫁
にむけた「価格交渉の指
針」をまとめる。中小が
賃上げするには発注者が
受注者に支払う対価にコ
スト上昇分を転嫁しやす
くする必要がある。エネ
ルギー価格など目に見え
て上昇がわかる費用に対
し、人件費などの労務費

発注者には、現場任せ
にせず経営トップが労務
費転嫁の受け入れを判断
することや、受注者と定
期的に協議の場を設ける
ことを要請する。受注者
の下請け企業の価格転嫁
状況を確認するといった
サプライチェーン（供給
網）全体への責任を負う
ことも求める。
受注者にも、交渉の際
には最低賃金の上昇率と
いった客観的なデータを
用いて発注者に分かりや
すく説明すべきなどと示
す。

中小企業庁によると9
月の中小企業の価格転嫁
率は45・7%だった。

は反映されにくい課題が
あった。
指針には発注者や受注
者のそれぞれが守るべき
項目を盛り込む。